

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

パブリックコメント（案）



令和3年8月策定

令和●年●月改定

北九州市環境審議会事務局

第1章 計画の基本的事項

3

- 1 趣旨
- 2 位置づけ
- 3 基本理念
- 4 計画の視点
- 5 計画期間

第2章 計画前半期の進捗状況等

5

- 1 これまでの計画目標とその進捗状況
 - (1) 市民1人一日あたりの家庭ごみ量
 - (2) 事業系ごみ量（市の施設で処理した量）
 - (3) リサイクル率（一般廃棄物）
 - (4) 一般廃棄物処理に伴い発生するCO2排出量
 - (5) 産業廃棄物の最終処分量
- 2 ごみ処理経費
- 3 これまでの主な取り組み状況

第3章 新たな目標値について

8

- 1 新たな計画目標
- 2 モニタリング項目

第4章 4つの視点で進めていく取り組み

9

- 1 3Rの推進による最適な地域循環システムの構築
- 2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展
- 3 脱炭素社会・自然共生社会への貢献
- 4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

第1章 計画の基本的事項について

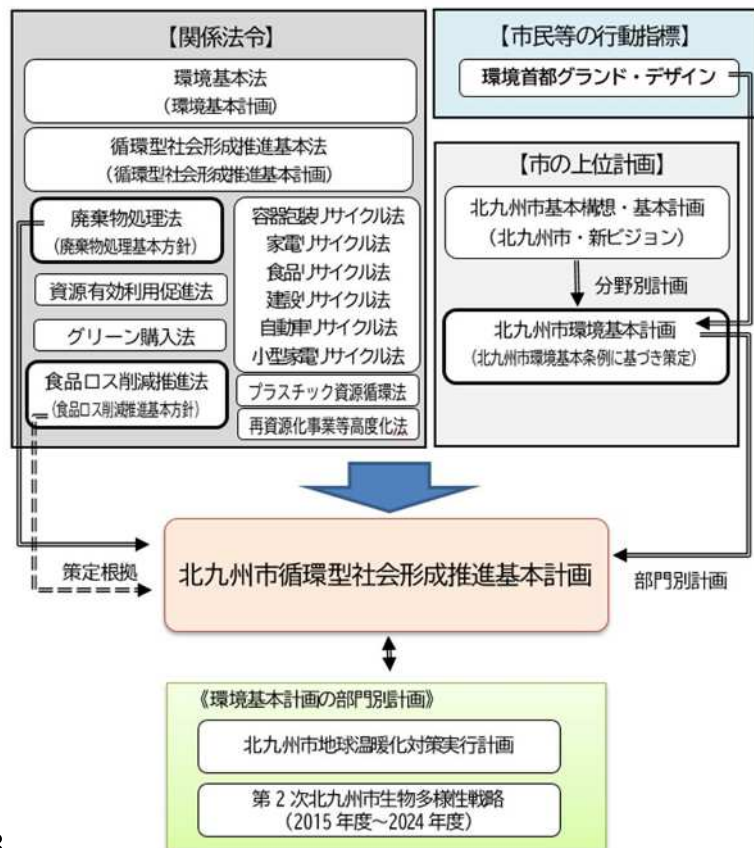
1 趣旨

「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」は、平成23年に策定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の取組みの方向性や基本理念を引き継ぎつつ、地域社会を構成する各主体に地域団体を加え、さらに近年世界的にも課題になっているSDGsの実現や、脱炭素社会という世界共通の目標にも貢献するという意義をより明確にするため、下記を基本理念として定め、令和3（2021）年8月に策定したものです。

この計画は、策定から既に5年が経過しました。今般、その間の本市の状況や計画の進捗状況、本市の他の計画、および国における廃棄物行政の最新の動向を踏まえ、計画の中間的な見直しを行い、ごみの減量化に向けた取組みを加速するものです。

2 位置づけ

- 1）廃棄物処理法で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」
- 2）食品ロスの削減の推進に関する法律に規定される「市町村食品ロス削減推進計画」
- 3）北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画



3 基本理念

市民・事業者・地域団体・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現に向けて主体的・協動的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、脱炭素社会も見据え、“持続可能な都市のモデル”を目指す

4 計画の視点



5 計画期間 令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間（令和9（2027）年●月改定）

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)			令和7年度 (2025年度)			令和12年度 (2030年度)
前計画期間		第2期計画期間						
		中間見直し						
基準年度		計画開始年度		中間目標年度				最終目標年度

6 計画の推進

- 本計画が、市民、事業者、地域団体・NPO、行政の共通の目標として浸透するよう、周知・啓発に努めます。
- 計画の進捗及び成果について、点検・評価を行い、施策の改善につなげます。

第2章 計画前半期の進捗状況等

1 これまでの計画目標とその進捗状況

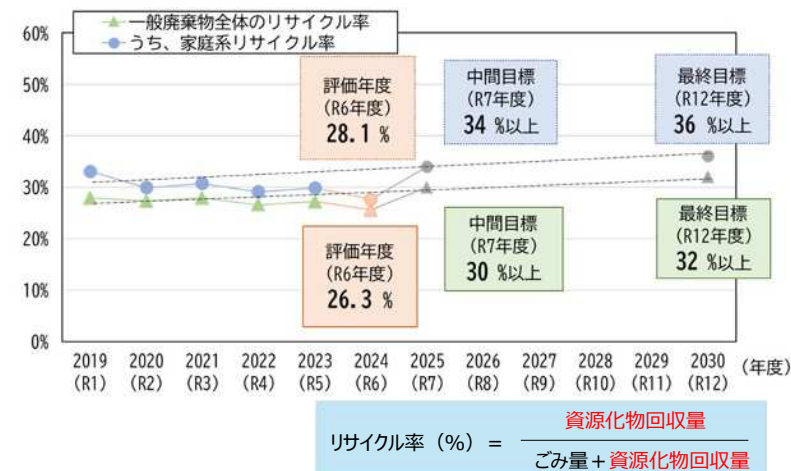
- 市民の皆様のご協力により、近年、主に厨芥類（生ごみ）の排出量が減少しており、「市民1人一日あたりの家庭ごみ量」は、計画の最終目標（令和12(2030)年度）を前倒して達成しました。
- また、焼却工場での検査強化や事業所訪問による指導等により、「事業系ごみ量」も最終目標（令和12(2030)年度）を前倒して達成しています。
- 一方で、「リサイクル率（一般廃棄物）」や「産業廃棄物の最終処分量」は、生活様式や社会情勢の変化などにより計画目標の達成が困難であり、計画後半期に向けて課題があります。
- なお、「一般廃棄物処理に伴い発生するCO2発生量」は、令和7(2025)年度に発電効率が高い新工場が稼働したことにより、今後の改善が見込めます。

（1）市民1人一日あたりの家庭ごみ量



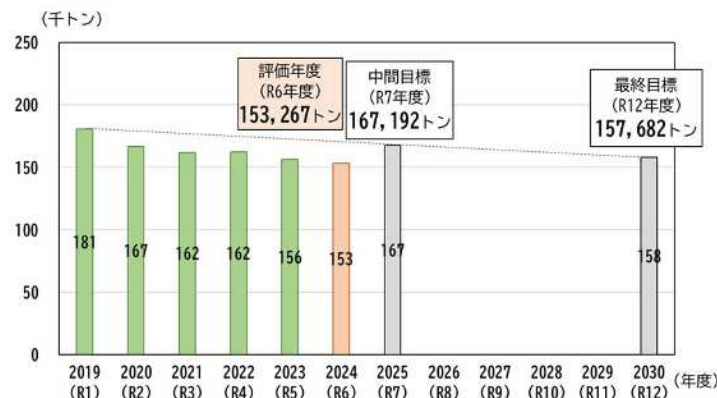
（3）リサイクル率（一般廃棄物）

- 資源化物の分別回収が進むとごみ量は減り、リサイクル率は向上しますが、近年は、ごみ量は減少しているものの、リサイクル率も低下しています。
- これは、
 - ・紙の流通量の減少や容器の軽量化等の発生抑制（リデュース）、
 - ・インターネット等を活用した個人間取引や民間のリユース市場の拡大（リユース）の影響による資源化物回収量の減少や、
 市が把握できない民間の資源化物回収量の増加が原因と考えられます。



（2）事業系ごみ量（市の施設で処理した量）

- 目標値を前倒して達成した一方、他の政令市と比べると本市の事業系ごみ量は多く、更なる減量リサイクルが必要です。
- このため、北九州市環境基本計画（令和6(2024)年10月）において、新たな令和12(2024)年度目標値（令和4(2021)年度比20%減）を設定しています。



【参考】

① 日本の紙類消費量と回収量



高い回収率を維持しているが、近年は消費量の減少に伴い回収量も減少

② 指定PETボトルの軽量化（PETボトルリサイクル推進協議会）

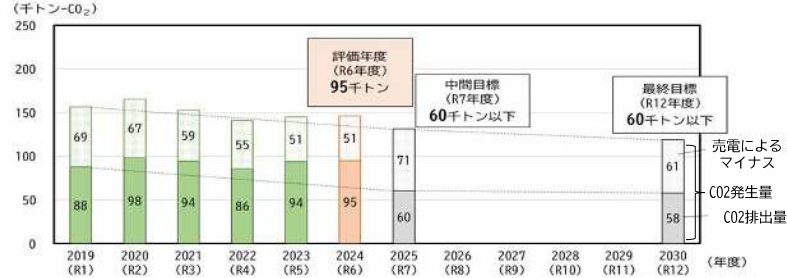
令和6（2024）年度の軽量化率：平成16（2004）年度比28.1%減（254千トン削減）

③ 民間の資源化物回収例



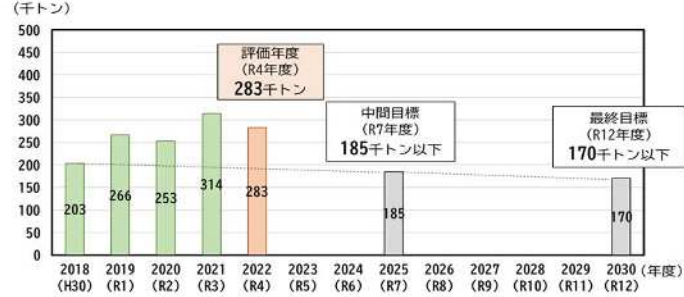
(4) 一般廃棄物処理に伴い発生するCO2排出量

- 収集運搬、焼却、最終処分に伴うCO2発生量は、概ね減少傾向です。
- 焼却工場では、ごみに含まれるプラスチック類の焼却によりCO2が発生する一方、発生した熱を利用して廃棄物発電を行い、得られた電気を売電しています。
- CO2排出量は、発生量から売電相当量のCO2を減じて算出しており、発電効率の高い新日明工場の稼働（令和7（2025）年度～）により、今後の排出量の改善が見込めますが、目標達成に向けては、更なるプラスチックごみの削減が必要です。



(5) 産業廃棄物の最終処分量

- 産業廃棄物の排出量は、景気等、社会経済状況の影響を受け変動します。
- 令和3、4（2021、2022）年度における最終処分量の増加は、一部の業種で生産量が増加したことが原因と推定されます。



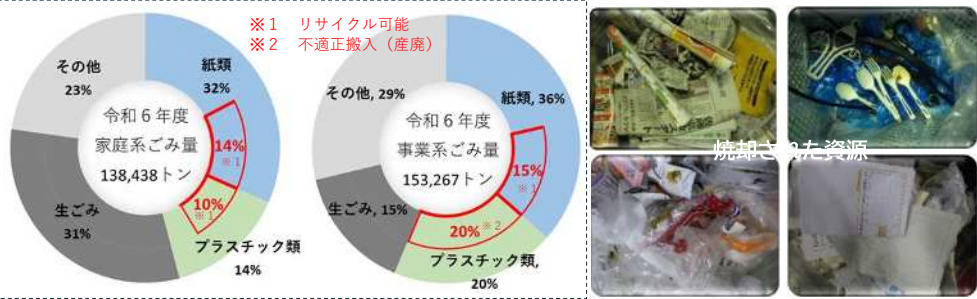
2 ごみ処理経費

- 令和元（2019）年度のごみ処理経費は、ごみの減量化に伴う収集体制の見直しや委託化の推進により、収集運搬経費の削減が進んだことや、焼却工場の延命化により工場の建替費用を抑制し、焼却部門の経費を削減したことなどにより、平成15(2003)年度と比較して約43億円減少しました。
- 一方で、焼却工場の基幹改良工事や近年の物価上昇などにより、令和6（2025）年度の経費は、令和元（2019）年度比24億円増加しています。令和7(2026)年度以降も、新日明工場の竣工に伴う減価償却費の増加やさらなる物価上昇などにより、ごみ処理経費の増加が予想されます。



第3章 新たな目標値について

- 市民の皆様のご協力により「家庭ごみ1人一日あたりの家庭ごみ量」は減少しましたが、本市が独自に行っている組成調査の結果によると、「家庭ごみ」として排出されたごみのうち、分別の徹底によりまだリサイクル可能なものが、約27%含まれており、この内、紙類が約14%、プラスチック類が約10%と多い状況です。
- また、「事業系ごみ」には、リサイクル可能な紙類（15%）や本来産業廃棄物として処理すべきプラスチック類（20%）が含まれています。



1 新たな計画目標

- 既存の目標値を前倒して達成した市民1人一日あたりの家庭ごみ量、事業系ごみ量は、既存の取組みに加えて、主に紙ごみ、プラスチックごみ対策を強化することにより、新たな目標値の達成を目指します。
- また、指標として課題のあるリサイクル率に代わり、家庭ごみや事業系ごみに含まれる「焼却した資源」に着目して、「市民1人一日あたりの紙類の焼却量・プラスチック(合成樹脂類)」の焼却量を計画目標に加えます。

項目	基準年度	現状 (R6年度)	旧計画目標 (R12年度)	新計画目標 (R12年度)
市民1人一日あたりの家庭ごみ量	468g (R1)	418g	420g以下	400g以下
事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	162,292 ^{トン} (R4)	153,267 ^{トン}	157,682 ^{トン} 以下	R4比20%以上削減 (129,833 ^{トン} 以下)
市民1人一日あたりの紙類の焼却量 (乾燥重量)	243g (R1)	219g	—	195g以下
市民1人一日あたりの合成樹脂類の焼却量 (乾燥重量)	84g (R1)	85g	—	75g以下
一般廃棄物処理に伴い発生するCO2排出量	88千 ^{トン} (R1)	95千 ^{トン} (速報値)	60千 ^{トン} 以下	60千 ^{トン} 以下
産業廃棄物の最終処分量	203千 ^{トン} (H30)	283千 ^{トン} (R4)	170千 ^{トン} 以下	170千 ^{トン} 以下

2 モニタリング項目

- 今回の見直しにより、計画目標から除外することとしたリサイクル率（一般廃棄物）や、単年度では数値のばらつきが大きい等の理由で目標指標として採用しないかった項目については、中長期的な動向を確認するため、目標値を定めずにモニタリングを継続します。（1～4）
また、産業廃棄物については、次期計画に向けて新たな計画目標値を検討するため、以下をモニタリングします。（5～6）

	現状	
(1) リサイクル率（一般廃棄物）	26.2%	(令和6年度(2025年度))
(2) うち、家庭系リサイクル率	27.9%	(同上)
(3) 家庭ごみに含まれるリサイクル可能な紙類の量	22,783 ^{トン}	(同上)
(4) 家庭ごみに含まれるリサイクル可能なプラの量	14,433 ^{トン}	(同上)
(5) 市内総生産あたりの産業廃棄物排出量	896kg/円	(令和4年度(2022年度))
(6) 産業廃棄物のリサイクル率	65%	(同上)

第4章 4つの視点で進めていく取組み

1 3Rの推進による最適な地域循環システムの構築

環境への負荷を減らし、限りある資源を次世代へ継承していくためには、リデュース・リユースを優先しながら、資源の分別などのリサイクルを徹底し、これまで以上に3Rの推進に取り組むことが重要です。

また、国の第五次循環型社会形成推進基本計画では、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」が重点分野に掲げられており、「環境・ものづくりのまち」である本市としても、その地域で発生した資源をその地域で再生し使用する、「地消・地循環」の考え方にに基づき、**環境への負荷をさらに低減した地域循環システムの構築を目指します。**

	施策と主な取組み
1	家庭ごみの3Rの推進 ○資源化物を分別する意義や適正な分別方法、リサイクル情報について、様々な媒体を活用して改めて分かりやすく周知します。 ・プラスチック、かん・びん、ペットボトル、厨芥類(生ごみ)、古紙、紙パック、トレイ、古着、剪定枝、廃食用油、その他小物金属や小型電子機器などのリサイクル促進 ○幅広い世代や地域団体、外国人市民等を対象として、3Rの効果的な周知や行動変容を促進します。 ・SNSや動画コンテンツを活用した、Z世代や子育て世代への情報発信 ・教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働等、地域全体での3R活動の推進。 ・分別大辞典(5か国語)や動画配信等を活用した、外国人市民を含む転入者向けの分別ルールの周知 ○ごみの発生や資源の消費をもとから減らすリデュースや、不要になったものを再使用するリユースの関連施策を充実させていきます。 
2	事業系ごみ対策 ○市の焼却施設へ持ち込まれたごみの組成調査では、リサイクル可能なものや、産業廃棄物であるプラスチック等の搬入不適物の混入が多いため、搬入前検査など対策を強化します。 ○ごみ出しルールの周知徹底・指導、集中的な事業所訪問、事業者に対する講習会等の開催により、周知・情報提供を行います。 ○従来、事業系古紙の無料回収を行ってきた市内の古紙回収事業者の拠点に加え、地域が取り組む集団資源回収に事業所も参加できるようにし、これまで以上に古紙リサイクルに向けた取組みの充実と普及啓発を図ります。 ○市内の中小企業等が、事業系ごみの減量・リサイクルに取り組む際に要する経費の一部を補助することで、減量意識の向上や取組み活動の継続を図ります。 

	施策と主な取組み
3	プラスチックごみ対策 ○令和5(2023)年10月より開始した家庭からのプラスチック一括回収事業により回収したプラスチック製品は、市内で再商品化され、再び市民生活に活かされています。今後は、容器包装プラスチックについても独自の再商品化を検討し、地消・地循環の取組みを更に推進します。 ○一方、家庭ごみには、リサイクル可能なプラスチック類が未だに多く含まれることから、引き続き、分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るための周知等を行います。 また、本市でごみ処理を受け入れている市町に対しても、製品プラの分別回収の実施を働きかけます。 ○市民に温暖化や海洋汚染の原因となるプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチックごみの分別の徹底、ごみ出しマナーを守る等、個人でもできる取組みを周知し、市民意識の向上を図ります。 
4	食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画) 「残しま宣言」運動の展開による飲食店と連携した食べ残し削減やドギーバック活用の取組み、フードバンク活動団体との連携によるフードドライブ活動支援などにより、国が掲げる食品ロス削減目標の更なる削減を進めます。
5	ごみ処理施設の今後のあり方の検討 ○本市の廃棄物の適正処理・リサイクル体制を継続していくためには、ごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要です。 ○焼却、最終処分といったごみ処理施設の今後のあり方については、「長期安定的なごみ処理体制の確保」を基本として、「大規模災害への対応」、「温室効果ガスの削減」、「広域処理」、「市・排出者それぞれの処理責任やコスト負担」の視点も加えて、様々な角度から検討を進めます。 
6	ごみ処理の広域連携 ○第3期北九州都市圏域連携中核都市圏ビジョンに基づき、連携市町とともに圏域内の環境保全・循環型社会構築に向けた取組みや、広域的な観点を含めた廃棄物処理体制のあり方を検討します。 ○一方で、本市の焼却施設や最終処分場の受入能力には、一定の限界があります。今後の広域連携の方向性は、受入市町のコスト負担も含めて、本市の「ごみ処理施設の今後のあり方」と一体的な検討を進めます。 
7	災害廃棄物処理 大規模災害等の緊急時には、被災地の早期復旧・復興や環境保全の確保等の観点から、県や被災自治体の要請等により、最大限の受入処理や現地での収集支援を行います。
8	適正処理の推進と安全・安心の確保 不用品を違法に回収する無許可業者の取締りの強化による不適正処理の防止や、有害物を含むものや火災事故の原因となるおそれのあるものへの適切な対応を行います。
9	ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上 収集体制の見直しや新しい技術の活用などにより、ごみ処理経費の削減に努めるとともに、今後も、ごみ処理事業の効率化や市民サービスの向上に努めます。
10	産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進 良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・啓発などにより、産業廃棄物処理業を継続し、適正な処理を推進します。

2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

地球規模で進行している深刻な環境問題を解決するためには、市民、地域団体・NPO、事業者、行政など、地域社会を構成する各主体が、持続可能な社会の構築に向けて、互いに知恵を持ち寄り、共に考え、主体的に行動するよう「市民環境力」を発揮することが求められています。

ESD（持続可能な開発のための教育）等を通じた環境教育や環境学習の推進などにより、**循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展**を目指します。

	施策と主な取り組み
1	環境教育・環境学習の推進 全ての世代へ環境教育に継続して取り組んでいくとともに、「就学前教育及び学校教育における環境教育」として成長過程にあった教育を推進します。
2	環境を意識したライフスタイルの見直し ○ごみ量の推移やごみ処理経費、リサイクルの流れや製品への利用例などについて、様々な媒体を活用して分かりやすく紹介するほか、市民が取り組むことのできる具体的な行動例を周知することにより、ライフスタイルの見直しのきっかけとなるよう工夫します。 ○市民の環境に関する行動変容を促進するため、環境活動へのポイント付与による、新たなインセンティブ制度の導入を検討します。 ○幅広い世代や地域団体、外国人市民等を対象として、3Rの効果的な周知や行動変容を促進します（再掲）。 ・SNSや動画コンテンツを活用した、Z世代や子育て世代への情報発信 ・教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働等、地域全体での3R活動の推進。 ・分別大辞典(5か国語)や動画配信等を活用した、外国人市民を含む転入者向けの分別ルールの周知   
3	地域コミュニティ・NPO・事業者の環境活動の推進 地域全体の市民環境力の向上には、地域コミュニティやNPO、事業者も主体的に環境活動に取り組むことが重要であり、このような活動を促進します。

3 脱炭素社会・自然共生社会への貢献

廃棄物をめぐる問題は、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模の環境問題にもつながっており、今後の社会経済状況の動向を見据えながら、取り組みを統合的に進める必要があります。

このため循環型の取り組みをさらに推進するとともに、**脱炭素社会、自然共生社会への貢献**にも取り組みます。

	施策と主な取り組み
1	廃棄物処理における脱炭素社会への貢献 焼却工場から排出されるCO2の分離回収・活用や発電強化、廃熱利用などに係る新たな技術の導入の検討に向けて、先進都市の取組事例や技術革新の動向に係る調査・研究などを行います。
2	自然共生の推進 ごみ処理施設や最終処分場の整備・利用にあたっては周辺的生活環境の保全や自然環境との共生に努めるほか、未利用間伐材や下水汚泥等のバイオマス資源の活用を推進します。 また、温暖化や海洋汚染の原因となるプラスチックごみ問題を理解してもらい、個人でもできる取組の周知など、市民意識の向上を図ります（再掲）。

	施策と主な取り組み
3	まち美化対策の推進 ○ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民と事業者、行政が一体となって快適で住みやすいまちづくりに取り組みます。 ○官民連携による心地よく快適に暮らせるまちづくりを目指す「北九州クリーンタウン」プロジェクトの一環として、「まち美化」活動の強化に取り組みます。 ・毎年度実施しているごみゼロの日（5月30日）を中心とした清掃活動「クリーン北九州」まち美化キャンペーンや、10月の「清潔なまちづくり週間」「市民いっせいまち美化の日」など従来から取り組んでいる活動の強化を図ります。 ・「ごみ拾い×楽しさ」など参加しやすい仕組みづくりで新たな参加層の拡大を図るとともに、活動成果を「見える化」することで、参加者が成果を実感でき、活動を継続するモチベーションの向上につながる取組を進めます。 
4	海岸漂着物等の処理 定期的な回収、適正処理を行うほか、特段の財政支援措置等を国へ要望します。
5	不法投棄防止対策 不法投棄が多い場所に、監視カメラや看板の設置及びパトロール等の防止対策を実施し、生活環境の保全を図ります。
6	生活排水の適正な処理 下水道処理区域外の単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の保全を図ります。

4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

これまでの取組みにより蓄積されてきた廃棄物処理・リサイクルに関する技術・人材や、環境国際協力で培ってきたアジア諸都市とのネットワークなどを活用した、「**地消・地循環**」を目指した**環境産業の創出と環境国際協力・ビジネス**の推進を図ります。

	施策と主な取り組み
1	リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援 ○北九州学術研究都市との協働やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来ビジネス創出助成事業による補助など、本市の施設や支援制度を活用することにより、廃棄物処理やリサイクル、再生可能エネルギーに関する研究開発、実証などを促進し、併せて実証試験後の技術やサービスなどの社会実装を支援します。 ○また、サーキュラーエコノミーの新規事業化に向けて設置した「北九州循環経済ビジョン推進協議会」では、資源循環に取り組む本市や動静企業、大学などの連携による事業化を推進します。 
2	環境国際協力・環境国際ビジネスの促進 公害克服で培った経験やノウハウを活かして、開発途上国において環境国際協力に取り組むとともに、これまで培ったアジア諸都市とのネットワークを活用し、本市に蓄積する廃棄物処理・リサイクル技術による技術・経済交流を図り、市内企業の海外ビジネス展開を支援します。
3	市の事業活動における資源の循環利用の推進 環境産業拠点機能の充実を図っていくために、さらなる廃棄物の資源化や下水汚泥の資源化等、さまざまな事業活動において資源の循環利用の取組を進めます。